

第17回

定時株主総会
招集ご通知開催
日時2022年12月27日 (火曜日)
午前11時開催
場所場所の定めのない株主総会として
開催いたします。詳細は3頁をご
確認ください。

URL

<https://web.sharely.app/login/boi17>

本定時株主総会の運営について

本株主総会は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）第66条第1項等に基づき、場所の定めのない株主総会といたします。

本総会には、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。当日のご出席方法に関しては3頁から7頁に記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照ください。

また、当日ご出席されない場合、あるいはご出席される予定でも通信障害等に備え、書面又はインターネットにて事前に議決権を行使することができます。

その他、本総会の運営等に変更がある場合には当社ウェブサイトでお知らせいたします。

<https://www.boi.jp/>

目次

第17回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	10
連結計算書類	20
計算書類	22
監査報告書	24
株主総会参考書類	31

株式会社バンク・オブ・イノベーション

証券コード 4393

証券コード 4393
2022年12月12日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社バンク・オブ・イノベーション
代表取締役社長 樋 口 智 裕

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年の定時株主総会は、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）」に基づき、**場所の定めのない株主総会**（バーチャルオンリー株主総会）といたします。

つきましては、本総会には株主様が実際にご来場いただける会場がございませんので、3頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認のうえ、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合、あるいはご出席される場合も通信障害等に備え、書面又はインターネットにより議決権を事前行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、8頁から9頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、**2022年12月26日（月曜日）午後7時**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2022年12月27日（火曜日）午前11時
※午前10時30分頃からログイン可能となる予定です。
- 2. 場 所** 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。
※詳細は3頁の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認ください。
- 3. 目的事項
報告事項**
 - 第17期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第17期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

後記8頁から9頁「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

- ~~~~~
- ◎通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、予備日である2022年12月28日（水曜日）午前11時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.boi.jp/>）でお知らせしますので、3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
 - ◎郵送又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、郵送又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
 - ◎代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、5頁以下の「2. (2)代理人による出席方法」をご参照ください。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「主要な借入先及び借入額」、「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.boi.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
 - ◎株主総会参考書類の内容、事業報告の内容、計算書類の内容及び連結計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.boi.jp/>）に掲載させていただきます。

バーチャルオンリー株主総会のご案内

当社は、株主総会の活性化・効率化及び新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスク軽減を図るべく、本総会を『バーチャルオンリー株主総会』方式で開催することを決定いたしました。バーチャルオンリー株主総会への出席すなわち場所の定めのない株主総会への出席は、会社法上の「出席」として取り扱われます。本総会において、議決権のある株主様は、総会当日に専用の当社指定ウェブサイトへアクセスし、インターネット上でご出席いただくことで、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能となります。

なお、本総会当日、株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使される株主様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくか、総会当日に当社指定のウェブサイトを通じたご出席にて行使いただきますよう、お願い申し上げます。

ご出席いただくために必要となるウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続き方法等の詳細について、以下のとおりご案内申し上げます。

また、ご出席のための同ウェブサイト内より、事前のご質問をお受けしていますので、是非ご利用ください。

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席する株主様

(1)配信日時：2022年12月27日（火曜日）午前11時

※ 通信障害等が発生した場合には、予備日として2022年12月28日（水曜日）午前11時より、本総会を開催いたします。

※ いずれも午前10時30分頃からログイン可能となる予定です。

(2)アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/boi17>



- ① 上記のURLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、バーチャルオンリー株主総会サイトにアクセスしてください。
- ② 接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び

「保有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

- ※ 「QRコード」は㈱デンソーウェーブの登録商標です。
- ※ ログインに関するご不明点については、下記URLよりヘルプページをご参照ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

(3)当日の質問方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、画面下の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・当日の質問は、株主総会が開始されたら、入力可能となります。
- ・お一人様、1問、150文字までとさせていただきます。

(4)動議の提出方法

ログイン後、議長の指示にしたがって、画面下の「動議」ボタンより動議の種類を選択し、入力後、ご送信ください。

(5)議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示にしたがって、画面下の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。
- ・書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が、当日出席された場合
 - ① 当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
 - ② 当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

(6)事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、3頁の「1. (2)アクセス方法」にしたがってログインし、画面下の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2022年12月13日（火曜日）午前10時～2022年12月21日（水曜日）午後7時

- ※ お一人様、1問、150文字までとさせていただきます。
- ※ 全ての事前質問にご回答することが難しい場合、多くの株主様にご関心があると思われる質問などを中心に、総会当日、ご回答させていただく予定です。

2. 当日出席しない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

① 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

行使期限：2022年12月26日（月曜日）午後7時到着分まで

※ 議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

② インターネットによる議決権行使

9頁の「インターネットによるご行使」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、6頁の「3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

<必要書類>

- ・代理の意思表示を記載した書面（委任状）
- ・委任する株主様の議決権行使書のコピー
- ・委任された株主様の議決権行使書のコピー

<提出先>

〒160-0022 東京都新宿区新宿6-27-30 新宿イーストサイドスクエア3F
株式会社バンク・オブ・イノベーション 株主総会担当者宛

<ご提出期限>

2022年12月23日（金曜日）午後7時 必着

- ※ ご提出期限までに必要書類が到達しなかった場合は代理人による出席は認められません。
- ※ 必要書類に不備があった場合は代理人による出席が認められない場合がございます。

(3)事前質問の方法

4頁の「1. (6)事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先

<ログイン方法に関するお問い合わせ先>

- ・電話番号：03-6416-5286
- ・受付日時：2022年12月27日（火曜日）午前10時～株主総会終了時刻から1時間後まで

<代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先>

- ・メールアドレス：kanri_ir@boi.jp
(株式会社バンク・オブ・イノベーション 株主総会担当者)
- ・受付日時：2022年12月13日（火曜日）～2022年12月23日（金曜日）
※ ご回答は平日の午前10時～午後7時の間にさせていただきます。

以上

注意事項

- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。
- ご質問や動議のご提出等を行う際に、同様の内容の送信を繰り返すことや、膨大な文字量のテキストデータを送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合や、本総会の議事の進行及び本総会システムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合があります。
- 当日は安定した配信に努め、通信障害が発生した場合に備え具体的な対処マニュアルも準備していますが、視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性があります。
- 株主総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。

- バーチャルオンリー株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またライブ配信の様態を撮影することは禁じます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

バーチャルオンリー 株主総会へ出席



株主総会開催日時

2022年12月27日(火曜日)
午前11時

3頁以下に記載の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

書面による議決権行使

行使期限

2022年12月26日(月曜日)
午後7時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2022年12月26日(月曜日)
午後7時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について  **0120-652-031** (午前9時～午後9時) 其他のご照会  **0120-782-031** (平日午前9時～午後5時)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへ アクセスする

<https://www.web54.net>

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、
いただける方は「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。
画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

その他のご案内>

招集ご通知等の電子配信ご利用のお届出の確実な手紙はごちををクリックしてください。
招集ご通知の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでに登録したいメールアドレスなどの変更
の中止を希望される方は、ごちををクリックしてください。
※お名前や住所変更等の履歴確認はご利用者様ご自身のメールアドレスからお問い合わせください。

次へすすむ

「次へすすむ」を
クリック

② 同封の議決権行使書用紙に 記載の「議決権行使コード」を 入力し、ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
【電子メールにより招集ご通知を受信されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております】

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

③ 同封の議決権行使書用紙に 記載の「パスワード」を 入力する

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

- セキュリティー保護のため、パスワードをご自身で登録されるものに変更します。
- 議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は株主様の株主総合カードでご利用になる際、必ずパスワードを入力し、「登録」ボタンをクリックしていただき、
パスワードをキーボードで登録されるものと一致するよう入力してください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード (パスワードキーボード)

ご利用になる新しいパスワード
(健康のためのおまじない)

※ 文字の半角英数字のみ入力可能です。
(次の記号 ○ * ^ # % & [] \ | / ~ ! " ' () = , . : ; < > < /> はご利用いただけません。)
※ キーボードの関数キー、電話や検索キー、複製キーなどは
一切、いたしませんので、新しいパスワードをお忘れにならないようご注意ください。

登録

「パスワード」を
入力

実際にご利用になる
新しいパスワードを
設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

(提供書面)

事業報告 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況からの脱却が進む社会経済活動や各種政策の効果により、景気が持ち直していくことが期待されておりますが、海外の金融政策による影響や供給面での制約、金融資本市場の変動等による影響には十分に注視する必要があります。

当社グループの事業を取り巻く環境においては、2021年の国内ゲームアプリ市場規模は1兆3,060億円と安定した推移が続いております(参考:株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通モバイルゲーム白書2022」)。

このような事業環境のもと、当社グループの中長期的な成長の要となる複数の新規アプリの企画・開発及び既存アプリの運営に取り組んでまいりました。ゲームにおいては経年による課金高の減少が続いた一方で、ゲーム恋活アプリ『恋庭』は2021年12月の大型アップデートを機に月間課金高・DAU等の各種KPIが好調に推移した結果、グループ全体の売上高は前連結会計年度比で増収となりました。しかしながら、新作アプリの開発費用及び『恋庭』・2022年10月18日に配信を開始した新作RPG『メメントモリ』のプロモーション費用が先行したことが主な要因となり、引き続き営業損失を計上する結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,428,853千円(前連結会計年度比14.1%増)、営業損失1,008,362千円(前連結会計年度は営業損失807,587千円)、経常損失1,015,877千円(前連結会計年度は経常損失801,937千円)、親会社株主に帰属する当期純損失に関しては838,454千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失541,587千円)となりました。

なお、当社グループはスマートフォンアプリ関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の様況

2022年9月5日に発行した第9回新株予約権（行使価額修正条項及び行使停止条項付）の行使により489,033千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の様況

① 企業集団の財産及び損益の様況

区 分	第14期 (2019年9月期)	第15期 (2020年9月期)	第16期 (2021年9月期)	第17期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	—	3,061,423	2,129,218	2,428,853
経 常 損 失 (△) (千円)	—	△70,305	△801,937	△1,015,877
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	—	△74,581	△541,587	△838,454
1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	△19.34	△141.28	△217.96
総 資 産 (千円)	—	3,183,586	2,469,325	2,039,889
純 資 産 (千円)	—	1,256,883	722,287	399,324
1株当たり純資産額 (円)	—	327.97	188.13	95.54

(注) 1. 当社では、第15期より連結計算書類を作成しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当連結会計年度の期首より適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2019年9月期)	第15期 (2020年9月期)	第16期 (2021年9月期)	第17期 (当事業年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	4,295,187	3,061,423	1,968,046	1,546,385
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	515,320	10,304	△564,970	△811,784
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	373,911	6,286	△414,383	△605,076
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	96.10	1.63	△108.10	△157.29
総 資 産 (千円)	3,149,703	3,260,299	2,633,868	2,348,546
純 資 産 (千円)	1,404,097	1,337,751	930,359	840,774
1株当たり純資産額 (円)	363.25	349.07	242.33	205.93

(9) 対処すべき課題

当社グループが事業を継続的に拡大していくうえで対処すべき課題及び対応策は、主に以下のとおりであります。

① 収益力の高いサービスの提供

当社グループがスマートフォンアプリ関連事業において、より一層成長していくためには、収益力が高く、かつ多くのユーザーが長期的に楽しめるような質の高いサービスを提供していくことが重要であると考えております。当社グループは引き続き、既存タイトルの開発・運営を通して蓄積した各種データやノウハウを活用することで、新たな収益の創出に繋げてまいります。

② 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の市場の動向やユーザーの多様化に迅速に対応していくために、優秀な人材の獲得及び育成が必要であると考えております。しかしながら、有能な人材ほど他社との獲得競争が激しく、採用が難しくなる状況となることも考えられます。当社グループでは、社内研修の強化、福利厚生の実施を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的に提供していくことで採用強化に繋がりたいと考えております。また、事業活動を通してコーポレートブランドを高め、ゲームだけではなく企業としての魅力を世の中に訴求していくことも重要であると考えており

ます。

③ サービスの安全性及び健全性の強化

オンラインゲーム業界においては、リアル・マネー・トレード（オンライン上のキャラクター、アイテム、ゲーム内仮想通貨等を、現実の通貨で売買する行為のこと）や、有料アイテムの不適切な出現確率表示、未成年による課金などの問題が社会的に度々提起されております。また、マッチングサービス業界においては「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」等の法的規制により、業界全体で環境整備が進んでまいりました。当社グループは、こうした状況を踏まえ、事業に関連する業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を遵守しております。

④ システム管理体制の強化

当社グループが提供するサービスは、多数のユーザーが同時にネットワークに接続することを想定しておりますが、主にサービス開始時や大型メンテナンス終了時等においてシステムに想定以上の負荷がかかった場合、サービスの提供に支障が生じることがあります。当社グループは、ユーザーがいつでも快適にサービスを利用できる体制を整備することが重要であると認識しており、システム基盤や管理体制の強化を通して、安定したサービス提供を目指してまいります。

⑤ 組織体制の強化

当社グループが、今後さらなる業容拡大を図るためには、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を支える組織体制・内部管理体制の強化が重要と考えております。当社グループとしましては、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部管理体制の強化やリスク管理の徹底とともに業務の効率化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況 170名 (前期比15名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は含んでおりません。なお、当社グループから他社への出向者及び他社から当社グループへの出向者はおりません。
2. 当社グループにおける報告セグメントはスマートフォンアプリ関連事業のみであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
154名	18名減	31.7歳	5.4年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員（契約社員及びアルバイトを含み、派遣社員を除く。）は含んでおりません。

(11) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の出資比率(%)	主な事業内容
株式会社バンク・オブ・インキュベーション	100,000	100.0	スマートフォンサービスの開発・運営

(注) 2022年10月1日付で株式会社Koiniwaに商号変更いたしました。

2. 株式に関する事項（2022年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 14,000,000株

(2) 発行済株式の総数 3,999,000株

(注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数が48,000株増加しております。また、当社所有の自己株式34株を含めております。

(3) 株主数 3,570名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
樋口 智裕	1,743,100	43.58
田中 大介	290,000	7.25
株式会社Cygames	79,100	1.97
MSIP CLIENT SECURITIES	33,900	0.84
河内 三佳	31,700	0.79
株式会社SBI証券	30,782	0.76
岩崎 泰次	30,000	0.75
野村證券株式会社	25,000	0.62
米田 明夫	24,000	0.60
成富 直行	23,000	0.57

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	樋 口 智 裕	株式会社バンク・オブ・インキュベーション（現株式会社 Koiniwa） 代表取締役社長
取 締 役	田 中 大 介	人事部長 株式会社バンク・オブ・インキュベーション（現株式会社 Koiniwa） 監査役
取 締 役 C F O	河 内 三 佳	経営管理部長 株式会社バンク・オブ・インキュベーション（現株式会社 Koiniwa） 取締役 GMOコネクト株式会社 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	熊 倉 安 希 子	株式会社ギックス 監査役 株式会社やる気スイッチグループホールディングス 取締役 熊倉公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	深 町 周 輔	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社富士山マガジンサービス 監査役 株式会社シルバーライフ 取締役（監査等委員） 株式会社メルティンMMI 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	木 戸 隆 之	社会保険労務士法人あんしんサポート 代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）熊倉安希子氏、深町周輔氏及び木戸隆之氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会スタッフを選任するとともに、内部監査室とも連携を行い内部統制システムを通じた組織的監査を実施することで、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）熊倉安希子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）深町周輔氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）木戸隆之氏は社会保険労務士の資格を有しており、労務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）熊倉安希子氏、深町周輔氏及び木戸隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び子会社の役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年10月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、取締役の報酬等の決定にあたり、誠実な経営を実現する客観性・公平性を確保した制度であること、各取締役の当社株式保有状況を考慮したうえで、中長期的な当社株式1株当たり株主価値の向上を促す報酬制度であることを基本方針としております。

監査等委員でない取締役の報酬等については、業務の内容、職位、実績・成果及び他社水準等を勘案して固定報酬の額を決定しており、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額内で、取締役会から社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を受けて、取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、その職責・業務分担等を考慮して固定報酬の額を決定しており、株主総会の決議により定められた報酬等の限度額内で、監査等委員である取締役の協議によることとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	38,256 (一)	38,256 (一)	— (一)	— (一)	3 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	12,267 (12,267)	12,267 (12,267)	— (一)	— (一)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	50,523 (12,267)	50,523 (12,267)	— (一)	— (一)	6 (3)

- (注) 1. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。また、当事業年度において、社外役員が役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等はありません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等限度額につきましては、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。なお、当該報酬等限度額には使用人分給与は含まれておりません。また、当該株主総会最終時点の取締役の員数は4名です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬等限度額は、2019年12月20日開催の第14回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。また、当該株主総会最終時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 当 社 と の 関 係
取 締 役 (監査等委員)	熊倉安希子	株式会社ギックス監査役、株式会社やる気スイッチグループホールディングス取締役及び熊倉公認会計士事務所所長ですが、各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	深町周輔	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士、株式会社富士山マガジンサービス監査役、株式会社シルバーライフ取締役 (監査等委員) 及び株式会社メルティンMMI監査役ですが、各兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	木戸隆之	社会保険労務士法人あんしんサポート代表社員ですが、兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	熊倉安希子	当事業年度開催の取締役会には全15回すべてに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には全15回すべてに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	深町周輔	当事業年度開催の取締役会には全15回すべてに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には全15回すべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	木戸隆之	当事業年度開催の取締役会には全15回すべてに出席しております。また、当事業年度開催の監査等委員会には全15回すべてに出席し、労務の専門家としての知識や経験に基づく助言・提言を行っております。

(注) 上記のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議を1回行っております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,422,303	流動負債	1,084,749
現金及び預金	1,043,828	短期借入金	300,000
売掛金	298,515	1年内返済予定の長期借入金	424,890
その他	79,960	未払金	275,296
固定資産	617,585	その他	84,563
有形固定資産	5,171	固定負債	555,815
建物	42	長期借入金	555,815
工具、器具及び備品	5,129	負債合計	1,640,564
無形固定資産	6,407	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,407	株主資本	382,092
投資その他の資産	606,006	資本金	560,929
繰延税金資産	535,071	資本剰余金	713,916
敷金及び保証金	68,657	利益剰余金	△892,655
その他	2,277	自己株式	△97
		新株予約権	17,231
		純資産合計	399,324
資産合計	2,039,889	負債・純資産合計	2,039,889

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		2,428,853
売上原価		2,381,676
売上総利益		47,177
販売費及び一般管理費		1,055,539
営業損失		1,008,362
営業外収益		
受取利息	17	
受取手数料	6,413	
助成金収入	3,330	
その他	406	10,168
営業外費用		
支払利息	15,246	
支払手数料	2,436	17,683
経常損失		1,015,877
税金等調整前当期純損失		1,015,877
法人税、住民税及び事業税	3,012	
法人税等調整額	△180,435	△177,422
当期純損失		838,454
親会社株主に帰属する当期純損失		838,454

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,111,822	流動負債	951,957
現金及び預金	861,265	短期借入金	300,000
売掛金	151,280	1年内返済予定の長期借入金	424,890
前払費用	47,150	未払金	185,809
その他	52,124	未払費用	13,063
固定資産	1,236,724	未払法人税等	6,528
有形固定資産	5,171	前受金	3,300
建物	42	預り金	18,365
工具、器具及び備品	5,129	固定負債	555,815
無形固定資産	6,407	長期借入金	555,815
ソフトウェア	6,407	負債合計	1,507,772
投資その他の資産	1,225,146	(純資産の部)	
関係会社株式	100,000	株主資本	823,542
関係会社長期貸付金	600,000	資本金	560,929
繰延税金資産	454,211	資本剰余金	713,916
敷金及び保証金	68,657	資本準備金	538,369
その他	2,277	その他資本剰余金	175,547
		利益剰余金	△451,205
		その他利益剰余金	△451,205
		繰越利益剰余金	△451,205
		自己株式	△97
		新株予約権	17,231
		純資産合計	840,774
資産合計	2,348,546	負債・純資産合計	2,348,546

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,546,385
売上原価		1,898,893
売上総損失		352,508
販売費及び一般管理費		471,775
営業損失		824,284
営業外収益		
受取利息	3,479	
受取手数料	6,413	
経営管理料	12,000	
助成金収入	3,330	
その他	135	25,358
営業外費用		
支払利息	11,954	
支払手数料	903	12,858
経常損失		811,784
税引前当期純損失		811,784
法人税、住民税及び事業税	2,702	
法人税等調整額	△209,409	△206,707
当期純損失		605,076

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社バンク・オブ・イノベーション
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村上	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹	美江

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バンク・オブ・イノベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

株式会社バンク・オブ・イノベーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村上	淳
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森竹	美江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バンク・オブ・イノベーションの2021年10月1日から2022年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

株式会社バンク・オブ・イノベーション 監査等委員会

監査等委員 熊倉安希子 ㊟

監査等委員 深町周輔 ㊟

監査等委員 木戸隆之 ㊟

(注) 監査等委員 熊倉安希子、深町周輔及び木戸隆之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、変更案附則第2条（電子提供措置等に関する経過措置）を新設するものであります。なお、本条は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第2条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更後定款第18条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>② 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第3条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	樋口智裕 (1983年1月15日生)	2006年1月 当社設立、代表取締役社長（現任） 2019年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション設立（現株式会社Koiniwa）、代表取締役社長（現任） 2022年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション設立、代表取締役社長（現任）	1,743,100株
2	田中 大 介 (1983年9月20日生)	2006年1月 当社監査役 2007年4月 当社取締役 2017年3月 当社取締役、人材開発部長（現人事部長） 2019年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション取締役 2020年9月 当社取締役、ゲーム運営部長兼人事部長 2021年12月 当社取締役、人事部長（現任） 株式会社バンク・オブ・インキュベーション（現株式会社Koiniwa）監査役（現任） 2022年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション 監査役（現任）	290,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	河内 三佳 (1985年8月31日生)	2008年3月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月 公認会計士登録 2013年10月 当社入社、経営管理部長 2014年12月 当社取締役CFO、経営管理部長（現任） 2019年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション（現株式会社Koiniwa）取締役（現任） 2020年12月 GMOプレイミュージック株式会社（現GMOコネクト株式会社）取締役（現任） 2022年11月 株式会社バンク・オブ・インキュベーション 取締役（現任）	6,700株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当事業報告17頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認された場合は、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。